

## 質 問 回 答

2023年2月6日

「フィリピン国バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト(中小零細企業振興、起業家育成)」

(公示日：2023年1月25日／調達管理番号：22a00851) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.10 第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (7)プロジェクト・オフィスの設置及び費用分担 および 企画競争説明書 p.22 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	「コタバトプロジェクト事務所での執務が可能である」とあり、便宜供与の対象に家具、事務機器、Wi-Fi 等が含まれていますが、これらの経費については見積りに計上不要ということでしょうか。 例えば、コピー機トナーやコピー用紙等の消耗品類、インターネット月額利用料などの関連経費も CDPB プロジェクトが負担するのでしょうか。 また、計上不要とされている車両及びセキュリティガード・エスコート関連経費について、ガソリン代やメンテナンス費用、運転手の雇用に係る費用も計上不要でしょうか。	コタバトプロジェクト事務所での執務が可能であり、家具、事務機器、Wi-Fi、コピー機トナー、コピー用紙等の消耗品類は CDPB プロジェクトが負担するため、見積りに計上は不要です。ただし、特殊傭人の通信費(携帯電話カード)等は見積りに計上ください。 また、車両及びセキュリティガード・エスコート経費に加えて、ガソリン代やメンテナンス費用、運転手の雇用に係る費用も計上不要です。
2	p16 第8条報告書等	先方政府と共有する「15部程度」の Completion Report は、(簡易製本ではなく) JICA の規定に沿った報告書という理解ですが、予算計上は可能でしょうか？	先方政府と共有する Completion Report は JICA 規定に沿った製本版を含めず。該当部分を明示するために以下の通り修正します。 予算も計上ください。  【修正前】別途必要部数(電子データ+15部程度)

			<p>【修正後】別途必要部数(英文製本版+15部、電子データ+15部)</p> <p>Completion Report は、発注者への提出分と合わせて英文 18 部となります。</p> <p>これに伴い、P24 の上限額を以下の通り修正します。</p> <p>【修正前】186, 246千円(税抜)</p> <p>【修正後】186, 546千円(税抜)</p>
3	<p>p.21</p> <p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>(2) 業務量目途と業務従事者構成案</p> <p>1) 業務量の目途</p> <p>および</p> <p>企画競争説明書 p.21 および p.24</p> <p>4. 見積書作成にかかる留意事項</p> <p>(2) 上限額について</p>	<p>「業務量の目途約 29.25 人月(現地:22.00 人月、国内 7.25 人月。本邦研修の受入期間に関する業務人月 1.00 を含む)」とあり、また、「本邦研修の受入期間中にかかる報酬(3号1人月を想定)は定額計上分としてプロポーザル提出時の見積上限額には含めない」とあります。</p> <p>見積に計上する報酬の金額は、この定額計上分を差し引いた 28.25 人月(国内 6.25 人月)という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、見積に計上する報酬金額は 28.25 人月となります。</p>
4	<p>p.22</p> <p>(4) 対象国の便宜供与</p>	<p>「車両は本案件の経費として計上の必要はない」とのことですが、スタディーツアーでのカウンターパートの移動に必要な車両費、船、飛行機及び日当・宿泊費は計上する必要はございますか？</p>	<p>スタディーツアーの際のカウンターパート用の車両費・交通費・航空賃、日当・宿泊費は計上をお願いします。</p>

5	p23 (6)安全管理	安全管理上は、ミンダナオ/コタバトでの 1 回あたりの滞在日数は 1 カ月と理解していますが、一方、コロナ対策としては、7 日間とされていると理解しています。本見積ではどちらを前提に国内航空賃を積むべきでしょうか？あるいは、コロナ対策の渡航制限が緩和される予定でしょうか？	プロポーザル作成の際には現行の安全対策措置(各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。)に沿った業務工程及び見積をご提案ください。
6	p24 (3)別見積について2) 旅費(その他:戦争特約保険料)	戦争特約保険料は貴 JICA の Web-site にある 2019 年度の戦争特約保険料関連経費上限単価を使用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、JICA の Web-site にある 2019 年度の戦争特約保険料関連経費上限単価を上限に、競争参加者それぞれが調査した実勢の金額を計上ください。
7	その他	「フィリピン国バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト(産業振興)」の報告書を共有いただけないでしょうか？	専門家業務完了報告書を配付資料といたしますので、ご希望の場合はガバナンス・平和構築部平和構築室 gpgpb@jica.go.jp までご連絡をお願いいたします。
8	その他	Output 4 が記載された PDM 及び PO を共有いただけないでしょうか？	PDM 及び PO を配付資料といたしますので、ご希望の場合はガバナンス・平和構築部平和構築室 gpgpb@jica.go.jp までご連絡をお願いいたします。

以上